

平成29年第4回八千代町議会定例会会議録（第2号）

平成29年12月8日（金曜日）午前9時02分開議

本日の出席議員

議長（9番）	大久保 武君	副議長（3番）	大里 岳史君
1番	増田 光利君	2番	国府田利明君
5番	大久保弘子君	6番	上野 政男君
7番	中山 勝三君	8番	生井 和巳君
10番	水垣 正弘君	11番	小島 由久君
12番	宮本 直志君	13番	大久保敏夫君
14番	湯本 直君		

本日の欠席議員

4番 廣瀬 賢一君

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	副 町 長	谷中 聰君
教 育 長	赤松 治君	会 計 管 理 者	柴森 米光君
秘 書 公 室 長 兼 秘 書 課 長	青木 喜栄君	総 務 部 長	鈴木 一男君
企画財政部長 兼まちづくり 推 進 課 長	野村 勇君	保健福祉部長	相田 敏美君
産業建設部長	生井 俊一君	総 務 課 長	中久喜 勉君
税 務 課 長	鈴木 衛君	財 務 課 長	中村 弘君
福 祉 課 長 兼 健康増進課長	宮本 正美君	産業振興課長	渡辺 孝志君
都市建設課長	木村 和則君	上下水道課長	杉山 淳君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高野 実君	教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	鈴木 忠君
給食センター 所 長	青木 一樹君	総 務 課 参 事	生井 好雄君
財 務 課 主 査	安江 薫君		

議会事務局の出席者

議会事務局長 秋葉 松男 補 佐 小林 由実
主 幹 田神 宏道

議長（大久保 武君） 引き続きご参集くださいます、まことにありがとうございます。
す。

ただいまの出席議員数は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、
これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第2号）

平成29年12月8日（金）午前9時開議

- 日程第1 (継続審査分) 八千代町農業委員会の委員等の定数に関する条例
議案第3号
- 日程第2 議案第1号 平成29年度八千代町一般会計補正予算（第3号）の専決処分事
項の承認を求めることについて
- 日程第3 議案第2号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつ
いて
- 日程第4 議案第3号 八千代町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第4号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第5号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第6号 督促手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第7 議案第7号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第8号 平成29年度八千代町一般会計補正予算（第4号）
議案第9号 平成29年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第10号 平成29年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第

1号)

議案第11号 平成29年度八千代町水道事業会計補正予算(第1号)

日程第9 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第10 休会の件

日程第1 (継続審査分) 議案第3号 八千代町農業委員会の委員等の定数に関する条例

議長(大久保 武君) 日程第1、(継続審査分) 議案第3号 八千代町農業委員会の委員等の定数に関する条例を議題といたします。

本件につきましては、八千代町農業委員会の委員等の定数に関する条例の調査特別委員会に付託してありますので、委員会の審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

湯本八千代町農業委員会の委員等の定数に関する条例調査特別委員長。

(八千代町農業委員会の委員等の定数に関する条例調査特別委員長

湯本 直君登壇)

八千代町農業委員会の委員等の定数に関する条例調査特別委員長(湯本 直君) それでは、議長のご指名をいただきましたので、私のほうからご報告を申し上げます。

八千代町の農業委員会の委員の定数に関する条例調査特別委員会に付託されました議案3号 八千代町農業委員会の委員等の定数に関する条例についての審議の経過と結果ご報告を申し上げます。

本特別委員会は、さきの9月定例会において、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員の選出方法の変更や農地利用最適化推進委員の新設を定めるべく本条例が上程された際、検討の余地があり、特別委員会を設置して十分な審査を行うべきとの動議が提出され、設置されたものでございます。

10月16日に農業委員会事務局の出席を求め、第1回特別委員会を開催し、議案の詳細な補足説明を受け、その後質疑をいたしました。主な質疑と答弁を申し上げますと、農業委員と農地利用最適化推進委員について、国及び県から指針があるのか、あるいは町独自の考えによるものなのかという質疑に対し、執行部より、国、県の基本方針を参考に町独自の考え方のもとに定められているという答弁がございました。

また、農地利用最適化交付金の期限はあるのかという質疑に対しましては、法改正が

ない限り継続的に交付されると考えているということでございます。

また、推進委員の業務に関しては、日額報酬1万9,000円は高過ぎるのではないかとの質疑に対しては、農家と農家の間を歩いてもらって、農地の貸し手、借り手の働きかけを行うことや農地パトロールあるいは耕作放棄地の発生防止、解消など現場活動が中心であって、妥当だと考えているという答弁がございました。

その後、翌11月16日に開催いたしました第2回目の特別委員会において、農地利用最適化推進委員の月額報酬1万9,000円を1万7,000円に改める意見が提出され、質疑の後、採決を行いました。その結果、推進委員の月額報酬を1万7,000円に改める修正案について賛成多数で可決をいたしました。また、農業委員の定数及び報酬、推進委員の定数については異論はなく、原案のとおりとの結論に至りました。

よって、議案第3号に対し農地利用最適化推進委員の報酬を月額1万9,000円から月額1万7,000円に改める修正案を本日提出した次第でございます。

以上、委員会審議の経過及び結果についてご報告申し上げますので、本会議におかれましても本委員会の決定どおりご決定くださるようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

以上です。

議長（大久保 武君） 八千代町農業委員会の委員等の定数に関する条例調査特別委員会は、議長を除く全議員で構成してございましたので、質疑を省略して、これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 討論なしと認めます。

これから（継続審査分）議案第3号 八千代町農業委員会の委員等の定数に関する条例を採決いたします。

本案に対する委員長報告は修正であります。よって、まず委員会の修正案について採決をいたします。

お諮りいたします。委員会の修正案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 異議なしと認めます。

よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決をいたします。

お諮りいたします。修正部分を除く部分を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(大久保 武君) 異議なしと認めます。

よって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第1号 平成29年度八千代町一般会計補正予算(第3号)の専決処分事項の承認を求めることについて

議長(大久保 武君) 日程第2、議案第1号 平成29年度八千代町一般会計補正予算(第3号)の専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第1号 平成29年度八千代町一般会計補正予算(第3号)の専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算案は、本年度第3回目のもので、歳入歳出とも1,638万3,000円を増額、予算の総額を73億8,823万4,000円としたものであります。

補正の内容は、去る9月28日に衆議院が解散され、同日閣議において第48回衆議院議員総選挙の日程が10月10日公示、10月22日執行と決定されたことにより、その執行経費について専決処分したものであります。

その内容については、歳入から申し上げますと、県支出金の選挙費委託金1,574万4,000円と繰越金63万9,000円を増額いたしました。

歳出については、衆議院議員総選挙費1,638万3,000円を増額いたしました。

以上、専決処分の概要を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長(大久保 武君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（大久保 武君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 平成29年度八千代町一般会計補正予算（第3号）の専決処分事項の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 平成29年度八千代町一般会計補正予算（第3号）の専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第3 議案第2号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（大久保 武君） 日程第3、議案第2号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、宮本直志議員の退場を求めます。

（12番 宮本直志君退場）

議長（大久保 武君） 職員に議案を朗読させます。

総務課、生井参事。

（総務課参事 生井好雄君朗読）

議長（大久保 武君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第2号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

公平委員会は、地方公務員法の規定により設置が義務づけられており、3人の委員をもって組織され、委員の任期は4年となっております。委員の選出につきましては、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事

行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任するものであります。

現委員の宮本幸子氏は、12月31日をもって任期満了となりますが、同氏を再任したく提案するものであります。今回提案いたしました宮本幸子氏は、人格高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関する識見も豊かで、適任者であると考えますので、公平委員として再任したく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（大久保 武君） これから質疑を行います。

本件は人事案件でありますので、質疑の際は十分ご留意願います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

宮本直志議員の入場を許します。

（12番 宮本直志君入場）

日程第4 議案第3号 八千代町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例

議長（大久保 武君） 日程第4、議案第3号 八千代町職員の育児休業等に関する条

例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第3号 八千代町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、平成29年10月の雇用保険法等の改正に基づき、原則1歳までである育児休業を6カ月延長しても保育所に入れない場合等に、さらに6カ月の再延長が可能になったことに伴い、非常勤職員の育児休業を最大2歳まで可能とするものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長(大久保 武君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(大久保 武君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(大久保 武君) 討論なしと認めます。

これから議案第3号 八千代町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(大久保 武君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 八千代町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（大久保 武君） 日程第5、議案第4号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第5号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、以上2件を一括議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま一括上程されました議案第4号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第5号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、本年8月8日の人事院勧告に基づき、一般職及び特別職の給与条例等の改正を行うものであります。

本年の人事院勧告は、民間との給与格差に基づく増額の給与改定がされることになりました。初めに、一般職の給与に関する条例の改正内容について申し上げます。まず、改正条例の第1条の部分でございますが、期末勤勉手当につきましては民間の支給割合との均衡を図るため、0.1月分の引き上げを行い、引き上げ分につきましては国に準じて勤勉手当に配分するものであります。平成29年12月1日から適用するものであります。

次に、行政職給料表につきましては、若年層に重点を置きながら、平均0.2%の引き上げを行い、改正額は初任給においては1,000円、高齢層においては400円引き上げを基本としております。医療職給料表につきましても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行うもので、平成29年4月1日から適用するものであります。

続きまして、改正条例の第2条の部分でございますが、第1条により引き上げを実施した0.1月分を6月と12月の支給月に均等に配分するため、支給率を改正するものであります。平成30年4月1日から施行するものであります。

続きまして、特別職の給与等に関する条例の改正について申し上げます。改正条例の第1条におきましては、一般職の期末勤勉手当の改定に準じて、12月支給分の期末手当割合を1.725月から1.825月とし、0.1月分の引き上げを行い、年間の支給月数を3.3月から3.4月とするものであります。

次に、第2条においては、第1条において改定した0.1月分を6月と12月に均等に配分するため、支給率を改めるものであります。

なお、施行日に関しましては、公布日からの施行であります。改正条例の第1条に

つきましては平成29年12月1日から適用し、第2条につきましては平成30年4月1日から施行となっております。

以上、一括上程されました給与条例等の一部改正について提案理由を申し上げました。慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げまして、説明といたします。

議長（大久保 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第5号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第5号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号 督促手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

議長（大久保 武君） 日程第6、議案第6号 督促手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第6号 督促手数料の見直しに伴

う関係条例の整備に関する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、平成29年6月から郵便料金の値上げが実施されたこと及び督促状作成に係る諸経費の見直しにより、関連する条例において督促手数料の改正を行うものであります。

内容といたしましては、督促手数料を50円から100円に改正するものであり、関連する条例として八千代町税条例、八千代町介護保険条例、八千代町後期高齢者医療に関する条例、八千代町下水道条例の4つの条例について一部改正するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（大久保 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号 督促手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 督促手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（大久保 武君） 日程第7、議案第7号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第7号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

国民健康保険税については、八千代町では今まで仮算定を実施しておりましたが、県内の多くの市町村は仮算定を実施しておりません。また、県西地区においても、仮算定を実施しているのは八千代町のみでございまして、今回仮算定を廃止し、本算定のみの計算方法に変更することにより、第12条第1項の普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期月に変更が生じることによる条例の改正をするものであります。

なお、納期の回数につきましては変更はございません。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

議長(大久保 武君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(大久保 武君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(大久保 武君) 討論なしと認めます。

これから議案第7号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(大久保 武君) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第8号 平成29年度八千代町一般会計補正予算(第4号)

議案第9号 平成29年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第10号 平成29年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算
(第1号)

議案第11号 平成29年度八千代町水道事業会計補正予算(第1号)

議長(大久保 武君) 日程第8、議案第8号 平成29年度八千代町一般会計補正予算
(第4号)、議案第9号 平成29年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、
議案第10号 平成29年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)、議案
第11号 平成29年度八千代町水道事業会計補正予算(第1号)を一括議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま一括上程されました議案第8号 平成29年度八千代町
一般会計補正予算(第4号)、議案第9号 平成29年度八千代町後期高齢者医療特別会計
補正予算(第1号)、議案第10号 平成29年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正
予算(第1号)、議案第11号 平成29年度八千代町水道事業会計補正予算(第1号)の提
案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。今回提案いたし
ました補正予算は、本年度第4回目の補正で、歳入歳出とも1億3,316万6,000円を増額
し、予算の総額を75億2,140万円とするものであります。

最初に、歳入につきまして申し上げます。社会資本整備総合交付金等により国庫支出
金112万円を減額するものの、クリーンポート・きぬ基幹的設備改良事業により特別交付
税9,236万4,000円、県支出金4万5,000円、寄附金8万円、公共施設整備基金繰入金によ
り1,500万円、繰越金2,664万6,000円、諸収入15万1,000円をそれぞれ増額いたします。

次に、歳出の主な項目について申し上げます。人件費につきましては人事院勧告等に
伴い、議員期末手当で48万4,000円、町長等の特別職及び一般職においては各款共通事項
として合わせて359万9,000円、それぞれ増額となっております。

総務費におきましては、番号制度に伴うシステム改修委託費及びふるさと納税関連経
費等を含みます総務管理費が688万2,000円、委員報酬等により統計調査費が18万円、そ
れぞれ増額いたします。

民生費においては、介護保険制度運用の見直し等によるシステム改修委託費及び後期
高齢者医療特別会計繰出金等により社会福祉費183万4,000円を増額いたします。

衛生費においては、西山浄水場第二送水ポンプ交換工事請負費等により保健衛生費90万7,000円、クリーンポート・きぬ基幹的設備改良事業による下妻地方広域事務組合特別負担金により清掃費9,237万2,000円をそれぞれ増額いたします。

農林業費においては、普通旅費等により農業費65万4,000円を増額いたします。

続きまして、土木費におきましては、幹線道路補修に伴う工事請負費の減額及び橋梁維持費内の予算の組みかえにより道路橋梁費368万3,000円を減額し、また新堀川堤防復旧工事請負費により河川費800万円を増額いたします。

消防費においては、消防団員の活動服の購入等により209万6,000円を増額いたします。

さらに、教育費におきましては、教育総務費34万1,000円、特別支援教育就学奨励費により小学校費27万円、要保護・準要保護生徒就学援助費及び光熱水費等を含みます中学校費193万4,000円、中央公民館車庫シャッターの修繕及び町指定文化財管理・修理補助金等を含みます社会教育費166万9,000円、給食センターの食器消毒保管庫等の修繕、建設予定地樹木伐採・抜根工事請負費等を含みます保健体育費1,805万4,000円をそれぞれ増額し、教育費全体では2,226万8,000円を増額いたします。

公債費におきましては、長期債元金を129万円増額いたします。

なお、議会費、徴税費、戸籍住民基本台帳費、選挙費、交通安全対策費、商工費につきましては、人事院勧告等に伴う人件費による補正であります。

以上が、一般会計補正予算（第4号）の概要であります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回提案しました補正予算は、本年度第1回目の補正で、歳入歳出とも1,834万5,000円を増額し、予算の総額を1億8,585万4,000円とするものであります。

その内容でございますが、まず歳入から申しますと、後期高齢者医療保険料1,830万円を増額いたします。これは、保険料の所得割及び元被扶養者の均等割に対する軽減率の変更によるものでございます。

繰入金4万5,000円を増額いたします。これは、人件費分を一般会計から繰り入れるものであります。

続きまして、歳出について申し上げますと、総務費4万5,000円増額いたします。これは、人件費によるものであります。

後期高齢者医療広域連合納付金1,830万円を増額いたします。これは、保険料納付金に

よるものであります。

以上が、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

続きまして、八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回提案いたします補正予算は、本年度第1回目の補正で、歳入歳出とも1,360万円を増額し、予算の総額を1億8,863万円とするものであります。

その内容でございますが、まず歳入から申し上げますと、繰越金を1,360万円増額いたします。

続きまして、歳出について申し上げます。土地区画整理費・第1工区区画整理事業費の委託料200万円、工事請負費の910万円、補償補填及び賠償金100万円、第2工区区画整理事業費委託料150万円をそれぞれ増額いたします。

以上が、中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

続きまして、水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第1回目の補正で、4条予算の資本的支出を500万円増額し、支出合計を7,784万9,000円とするものであります。

その内容でございますが、八千代工業団地の開発に伴い、配水管を布設するため、工事費を500万円増額するものであります。

以上が、水道事業会計補正予算（第1号）の概要であります。

以上、一括上程されました各会計の補正予算について提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願いいたしまして、説明といたします。

議長（大久保 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、宮本直志議員。

12番（宮本直志君） 一般会計のほうで、補正などが多いのが衛生費と教育費ということで、教育費のほうは説明を受けたので、わかっているのですが、衛生費のほうで広域事務組合の負担金で、今町長の説明では設備を改修するような話でしたが、どんなことをするのか。この町だけの負担金で、下妻も、あるいは常総も出すと思うのですが、どのぐらいの工事なのか、ちょっとわかりましたら説明をお願いしたい。

議長（大久保 武君） 産業建設部長。

産業建設部長（生井俊一君） 12番、宮本議員のご質問にお答えをいたします。

下妻地方広域事務組合の負担金の内容でございますが、クリーンポート・きぬのごみ処理施設が施設稼働より21年目を迎えて、施設の耐用年数に達していることから、さらに延長しまして、施設を安定かつ適正に稼働させるための延命化を図るものでございます。

事業年度につきましては、平成29年度から3カ年の継続事業でございます。また、3カ年の継続事業としまして計上されております予算につきましては、30億717万3,000円の税込みの予算でございます。また、延命化の目標年度としましては平成46年度、工事完了後15年の延命化というふうな概要でございます。

そのような形の中で、構成市町としましては下妻市、八千代町、常総市というふうな3市町で基本割が20%、人口割が80%ということで、その事業費の負担は決定をされているところでございます。また、経費につきましては、震災の特別交付税としまして全額が町に入りまして、町から下妻地方広域事務組合のほうに支出をするというような内容でございます。

以上でございます。

議長（大久保 武君） ほかにございますか、質疑。

13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） 一般会計、細かい事案がちょっと、特別会計も全部みんないつも素通りで異議なし、異議なしで来ているので、ただちょっと年数がたちますと、基本的なことを忘れがちなので、確認だけさせてもらいたいことを一、二点お願いします。

一つ、水道事業特別会計のほうを見てもらいたいのですが、これについて今八千代町の水道加入者、町の水道の加入者が何%に今なっているか。

あと、水道は当然引き込まれてくるわけですが、そのミリの大きさが二十何ミリとか、二、三種類あると思うのですが、現状においては昔のままの形なのか。今25にその上があって、また企業系があるとか、そういう種類をちょっと教えていただいて、そのミリによる基本料というのですか、基本料をもう一度確認させてもらいたいというふうに思っています。

今書類を見たのですが、子どもみたいな話で申しわけないですが、キャッシュフローということで2ページにあるのですが、2ページ。本当に初歩的な話なのですが、できればこのキャッシュフローのような計算のあらわし方、もうちょっと優しくしてもら

ように、枠の中で閉じ込んでもらわないと、左の項目と右側にある数字を押っつけるのに、今鉛筆で横にして見ているのですが、できればもうちょっと優しい書類のつくり方をしてほしい、このように思います。

もう一点、一般会計のほうで生井君のほうからかな、報告あった下妻広域関係関連の中で、ちょっと現状確認で教えてもらいたいのは、昔八千代にも今の最終処分場をつくりました。あるいは、またその前に火葬場の問題とか、あるいはまた向こう側でごみ処理場がありました。それらの一連の形の中で、各市町村の中において、各地域、地域で、八千代においてはいわば最終処分場の大渡戸、あるいはまたそれに近くする関連行政体、あるいはまた下妻、千代川においても、あの当時永瀬村長とか、あるいはまた横島下妻市長。あの当時、私らも含めて各行政区に対する年間の補償金ですね。補償金というか、補償金というよりも迷惑料みたいなものを払っているのですが、それら現状はどうなっているか、ちょっと金額だけ教えてもらいたいと思います。

議長（大久保 武君） 水道課長。

上下水道課長（杉山 淳君） それでは、13番、大久保議員さんのご質疑にお答えをさせていただきます。

先ほどの質問の中で、水道の種類、ミリごとの基本料金等についてということの質問かと思いますが、現在口径別に水道料金のほう、かかってくるわけですが、八千代町の場合は今のところ口径別に6種類、13ミリ、20ミリ、25ミリ、40ミリ、50ミリ、75ミリ、その6種類になっております。基本料金につきましては、10立米までが1,890円、こちらは月額税込込みなのですが、20ミリにつきましては、10トンまでが2,430円、25ミリにつきましては10トンまでが3,024円、40ミリにつきましては基本料金が4,752円、50ミリにつきましては8,748円、75ミリにつきましては2万520円というような基本料金の体制でやらせていただいているところでございます。

あと、ご指摘の中でキャッシュフロー計算書につきまして非常に見にくいというご指摘でございますけれども、こちらにつきましては今後見やすいような形で対応のほうをさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

（「加入率は」と呼ぶ者あり）

上下水道課長（杉山 淳君） 水道の加入率ですね。28年度の決算の時点で97.6%でございます。

以上でございます。

議長（大久保 武君） 産業建設部長。

産業建設部長（生井俊一君） 13番、大久保敏夫議員のご質問にお答えをいたします。

下妻地方広域事務組合の施設としまして、ごみ処理関係につきましては八千代町にございます一般廃棄物最終処分場、また現在下妻市になりますが、ごみ処理施設、旧石下町にありますし尿処理施設、また葬祭場のヘキサホール・きぬというふうな施設が下妻地方事務組合にて運営をされているところでございますが、地元につきましては地域振興費かと思えます。通常迷惑料になると思えますが、継続されて、金額につきましては支払いをされているということは聞き及んでおりますが、詳細につきましては把握しておりませんので、確認をいたしまして、後日報告をさせていただければと思えます。

以上でございます。申しわけございません。

（何事か発言する者あり）

産業建設部長（生井俊一君） 八千代町地内の一般廃棄物処分場につきましては支払いをされている行政区につきましては、大渡戸と大里、また隣接します結城市の水海道、また浜野辺関係というふうに記憶はございますが、今ちょっと金額につきましては記憶でございます、確定の金額ではないものですから。

（何事か発言する者あり）

議長（大久保 武君） 最終日に報告するというので。

（「それでいいです」と呼ぶ者あり）

産業建設部長（生井俊一君） よろしくお願いたします。

議長（大久保 武君） 質疑ございませんか、あとは。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 上下水道課長。

上下水道課長（杉山 淳君） 先ほど13番、大久保議員さんの質問の中で加入率ということの質問なのですけれども、先ほど97.6%ということで28年度はお答えいたしましたけれども、95.2%の間違いでございました。まことに申しわけありませんでした。修正させていただきたいと思えます。

議長（大久保 武君） これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号 平成29年度八千代町一般会計補正予算(第4号)から議案第11号 平成29年度八千代町水道事業会計補正予算(第1号)まで4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(大久保 武君) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号 平成29年度八千代町一般会計補正予算(第4号)から議案第11号 平成29年度八千代町水道事業会計補正予算(第1号)まで、以上4件は原案のとおり可決されました。

日程第9 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長(大久保 武君) 日程第9、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、町長から申し出がありましたので、議題といたします。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) 議長の許可がありましたので、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

人権擁護委員は、市町村長が候補者を推薦して、法務大臣が委嘱をいたします。市町村長が人権擁護委員の候補者を推薦することについては、人権擁護委員法第6条第3項により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないとなっております。

当町の人権擁護委員は、現在、関好太郎氏、谷中悦子氏、生井紀子氏、生井勝巳氏、濱名進氏の5名であります。法第9条の任期は3年となっております。谷中悦子氏が平成30年3月31日をもって任期満了になります。

谷中悦子氏は、茨城県小中学校教員として29年間勤務され、幅広い視野と教育者として豊富な知識を有しておられ、平成27年4月に人権擁護委員に就任され、実績もあり、人格識見高く、引き続き委員候補に推薦したいと思います。

以上、提案理由を申し上げましたが、皆様のご意見を賜りたいと存じますので、よろしく願いいたします。

議長(大久保 武君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(大久保 武君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(大久保 武君) 討論なしと認めます。

本件につきましては、推薦人が適任であることを認めることに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(大久保 武君) 異議なしと認めます。

よって、本件は町長申し出のとおり、推薦人が適任であるとの意見を付することに決定いたしました。

日程第10 休会の件

議長(大久保 武君) 日程第10、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あす9日より12日までは休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(大久保 武君) 異議なしと認めます。

よって、あす9日より12日までは休会とすることに決定いたしました。

議長(大久保 武君) 次会は、13日午前9時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

(午前10時00分)